

特定不妊治療費助成事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

		(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日	
	夫	()	昭和 平成	年 月 日生 (歳)
	妻	()	昭和 平成	年 月 日生 (歳)
	住所 (※1)	〒 電話 ()		
	住所 (※2)	〒 電話 ()		
過去にこの助成金を受けたことがありますか (男性不妊治療分除く) ない ・ ある → 過去 () 回受けた 助成金を受けた自治体は 沖縄県・他 () (男性不妊治療分) ない ・ ある → 過去 () 回受けた 助成金を受けた自治体は 沖縄県・他 ()				
申請者氏名 (夫及び妻の署名又は記名)				
夫		妻		
申 請 額 (男性不妊治療分除く)	金	円		
申 請 額 (男性不妊治療分)	金	円		
申 請 額 合 計	金	円		
令和 年 月 日		沖縄県知事 殿		
申請受理年月日			(承認・不承認) 決定年月日	
受給者番号				

※1：夫婦の住所を記入。

※2：夫婦の住所が異なる場合に記入する。

(添付書類)

1. 特定不妊治療費助成事業受診等証明書 (様式第2号)
2. 住所の確認及び法律上の夫婦であること等を証明する書類
 - (1) 戸籍謄本
(初回申請時のみ、2回目以降の申請では原則不要。ただし、夫婦別居の場合は必須)
 - (2) 住民票(発行日から3ヶ月以内のものでマイナンバーの記載がないもの)
 - ①夫婦が同居の場合・・・住民票謄本(続柄記載)
 - ②夫婦が別居の場合・・・夫婦それぞれの住民票抄本
3. 特定不妊治療費助成事業請求書 (様式第5号)
4. 債権者登録申請書 (初回申請時又は変更のある場合のみ)
5. 振込口座通帳の写し (初回申請時又は変更のある場合のみ)
6. 領収書 (指定医療機関発行)

○特定不妊治療費助成事業に関する説明

特定不妊治療費助成事業は、県が行う審査を経て決定するものであり、申請書を受理したことにより助成金交付を保障するものではありません。

また、申請件数が、助成予定件数を超えた場合、申請期間内であっても受付を終了することがあります。

○治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・指定都市・中核市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・指定都市・中核市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(社)日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

I 治療から妊娠まで

- (1) 患者(女性)の年齢
- (2) 不妊の原因
- (3) 治療の内容、妊娠の有無

II 妊娠から出産まで

- (4) 妊娠・出産の状況
- (5) 生まれた子の状況

○以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明

この助成金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この助成金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。

なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。